

官報
號外

平成十六年十二月一日

が、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。
昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は
全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員
長浅尾慶一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成十六年十二月一日(水曜日)

午前十時一分開議

○講義日程 第十号

平成十六年十二月一日
千鶴寺開義

第二 犯罪被害者等基本法案(衆議院提出) 金融先物取引法の一部を改正する法律案

第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

第四 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を

出、第一百六十一回国会衆議院送付)
第六 刑法等の一部を改正する法律案(内閣是

出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会についての報告

のための施策への被害者等の意見の反映と策定過程の透明性確保等について質疑が行われました

平成十六年十二月一日 参議院会議録第十号

犯罪被害者等基本法案 金融先物取引法の一部を改正する法律案外二件

次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありますて、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、貸金業規制法改正案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

投票結果

二百三十四

賛成

二百三十四

反対

〇

投票結果

二百三十四

藤本 祐司君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君
那谷屋正義君	白 真勲君	高橋 千秋君	谷 博之君
下田 敦子君	小林 正夫君	藤原 正司君	辻任
柳澤 光美君	喜納 昌吉君	小池 晃君	舛添 要一君
加藤 敏幸君	主濱 了君	大江 康弘君	北川イッセイ君
神本美恵子君	山根 隆治君	和田ひろ子君	南野知恵子君
池口 修次君	若林 秀樹君	家西 哲君	吉川 春子君
平野 達男君	辻 泰弘君	市田 忠義君	齊藤 勲君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君	江田 五月君	小川 勝也君
工藤堅太郎君	高嶋 良充君	柳田 稔君	奥石 東君
高嶋 良充君	佐藤 雄平君	岡崎トミ子君	中川 雅治君
小川 敏夫君	郡司 彰君	築瀬 進君	千葉 景子君
福山 哲郎君	櫻井 充君	峰崎 直樹君	前田 武志君
円 より子君	直嶋 正行君	金田 勝年君	佐藤 泰介君
山本 孝史君	小林 元君	舛添 要一君	北澤 俊美君
佐藤 道夫君	伊藤 基隆君	溝手 顕正君	藤野 公孝君
朝日 俊弘君	渡辺 秀央君	藤野 公孝君	小泉 顕雄君
田名部匡省君	平田 健二君	金田 勝年君	北川イッセイ君
西岡 武夫君	広中和歌子君	舛添 要一君	溝手 顕正君
山下八洲夫君	田村 秀昭君	藤野 公孝君	未松 信介君
大石 正光君	仁比 聰平君	小泉 顕雄君	藤野 公孝君
蓮 航君	前川 清成君	浜四津敏子君	金田 勝年君
廣田 一君	林 久美子君	鶴淵 洋子君	辻任
大久保 勉君	伊藤 達也君	小泉 顕雄君	舛添 要一君
島田智哉子君	渡辺 秀久君	中川 雅治君	補欠
芝 博一君	和田ひろ子君	辻任	同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。
津田弥太郎君	岩本 司君	小泉 顕雄君	平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税
紙 智子君	内藤 マルチ君	中川 雅治君	収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府
鈴木 寛君	法務委員	辻任	関係機関決算書
糠葉賀津也君	辞任	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
大門実紀史君	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
正光君	浜四津敏子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付
	南野知恵子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	した。
	権名 一保君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法
	総務委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案
	辞任	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案
	決算委員会	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	独立行政法人日本原子力研究開発機構法案
理事 山内 俊夫君	理事 田浦 直君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	信託業法案
(三浦一水君の補欠)	(岩井國臣君の補欠)		児童福祉法の一部を改正する法律案
			同日議員から次の質問主意書が提出された。
			教科書準拠教材の著作権侵害及び教科書検定における「白表紙本」流出への対処に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第一三三号)

官報 (号外)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出社会保険庁による年金
給付ニスに関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員近藤正道君提出新潟県中越地震と原
子力発電所に関する質問に対する答弁書(第七
号)

同日本院は、総合科学技術会議議員に阿部博之
君、柘植綾夫君、萬葉寺泰蔵君及び黒田玲子君を
任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に佐藤行雄君を
任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君
を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に深谷
紳一君、梅原利之君及び一力徳子君を任命するこ
とに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に細井洋子
君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に水野
温氏君を任命することに同意した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、労働保険審査会委員に渡辺貞好君を
任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に水野
温氏君を任命することに同意した旨内閣に通知し
た。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一
部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

信託業法

児童福祉法の一部を改正する法律

同日内閣から、平成十四年度決算に関する参議院
の議決について講じた措置の報告を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出社会保険庁による年金
給付ニスに関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員近藤正道君提出新潟県中越地震と原
子力発電所に関する質問に対する答弁書(第七
号)

一昨十一月二十九日議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

吉川 春子君

辞任

紙 智子君

補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託し
た。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する
法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

発達障害者支援法案(衆第一七号)

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託し
た。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する
法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第
一五号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する
法律案(衆第一六号)

財政金融委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関
する法律案(第百五十九回国会衆第五八号)

厚生労働委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

農林水産委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

厚生労働委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

農林水産委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

厚生労働委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

農林水産委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

経済産業委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

国土交通委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

環境委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

国土交通委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

環境委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

国土交通委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

環境委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

国土交通委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

環境委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

秋元 司君

辞任

白浜 一良君

山東 昭子君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務
委員会に付託した。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の
募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の
特例等に関する法律案(閣法第二〇号)

国土交通委員会に付託

大門実紀史君

辞任

吉川 春子君

補欠

内閣委員

辞任

補欠

江田 五月君

小川 敏夫君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第七号)同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

犯罪被害者等基本法案(衆第一一号)審査報告書

金融先物取引法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会閣法第三五号)審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

独立行政法人の会計及び監査に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第一四号)

同日内閣から次の質問主意書が提出された。

参議院議員大田昌秀君提出ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る報告書

る日米間協議に関する質問に対する答弁書(第八号)

参議院議員大田昌秀君提出中国海軍原子力潜水艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問に対する答弁書(第九号)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員大田昌秀君提出米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質問(第一〇号)(答弁することができる期限 十二月六日)

参議院議員大田昌秀君提出米軍恩納通信所跡地利用に関する質問(第一一号)(同 十二月六日)

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の再編と沖縄の負担軽減に関する質問(第一二号)(同 二月八日)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法

同日内閣から、自衛隊員倫理法第五条第五項の規定に基づく自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告書

同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告書

同日内閣から、国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告書

審査報告書

犯罪被害者等基本法案

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条)

附則

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月三十日

内閣委員長 高嶋 良充
参議院議長 扇 千景殿

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくしてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかつた。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、犯罪被害者等が置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

犯罪被害者等基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十一月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

犯罪被害者等基本法

同日内閣から次の質問主意書が提出された。

独立行政法人の会計及び監査に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第一四号)

同日内閣から次の質問主意書が提出された。

参議院議員大田昌秀君提出ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る報告書

前文

第一章 総則(第一条 第十一条)

第二章 基本的施策(第十一条 第二十三条)

第一条 (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策

号外 報

<p>に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる身心に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>二 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>三 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他的事情に応じて適切に講ぜられるものとする。</p> <p>3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支</p>	<p>援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(連携協力)</p> <p>第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法平成十六年法律第七十四条)第十三条规定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>(犯罪被害者等基本計画)</p> <p>第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者</p>
<p>等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならぬ。</p> <p>2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。</p> <p>(第二章 基本的施策)</p> <p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情</p>	<p>等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならぬ。</p> <p>2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。</p> <p>(第二章 基本的施策)</p> <p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情</p>
<p>(安全の確保)</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(損害賠償の請求についての援助等)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(給付金の支給に係る制度の充実等)</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)</p> <p>第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>

官報 (号外)

第四十条第三項の表中 消費者政策会議

消費者基本法

犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
消費者政策会議	消費者基本法

に改める。
を

審査報告書
金融先物取引法の一部を改正する法律案

附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

金融先物取引法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

金融先物取引法の一部を改正する法律案
金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)
の一部を次のように改正する。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十六年十一月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

た、市場監視体制全体としての実効性・効率性を確保するよう、厳正な対応を可能とする体制整備を図るとともに、自主規制機関との役割分担についての方針等を明確化すること。

右決議する。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月三十日

財政金融委員長 浅尾慶一郎
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業に対する自己資本規制の導入その他規制の適正化等所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

監視機能の強化等について検討すること。ま

る。

この法律において「取引所金融先物取引」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場において金融先物取引所の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいい、「取引所金融先物取引等」とは、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引等とは、取引所金融先物取引と類似の取引をいう。

一、当事者が将来の一定の時期において通貨等の金融先物市場において行う取引所金融先物取引及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二、当事者があらかじめ金融指標の数値として約定する数値(以下「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該金融指標

官 報 (号 外)

融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同項第四号中「第九十条」を「第一百十三条第一項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同条第三項中「第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十一

三 当該外国金融先物規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

二十四 第百三十四条の規定による認可
第九十一条の三の三第三項中「第九十一条の五」
を「第一百四十三条」に改め、同条を第一百四十一条と
する。

第九十一条の三の二第五号及び第六号を次のよ
うに改める。

うに改める。

六
は第一五条の免職の取消し又は第一百三十三条第二項若しくは第一百三十六条の規定による第一百三十五条第一項の承認の取消し
第一百三十三条第二項の規定による業務の全

六 第百三十三条规定第二项的規定に付する義務の全
部又は一部の停止の命令

第九十一条の二の二を第百四十条とし、第九十
二条の三、第三百三十九条の二。

第一条の三を第二百三十九条とする。

物取引」に改め、同条を第百三十八条とする。

第九十一条中「第七十九条又は第九十条の十九
第一項二を「第八十七条又は第一百三十三条第一項一

第一項を第二百一十七条の第一項第一号に改め、同条を第二百三十七条とする。

第五章中第九十条の二十二を第一百三十六条とす

第九十条の二十一第一項中「第九十条の二」を

「第一百十五条」に、「営む」を「行う」に改め、同条を

第九十條の二十を第一百三十四条とする。

第九十条の十九第一項中「第九十条の四第二項

各号」を「第一百十七条第二項各号」に改め、同条第

二項中第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一

項」を「第一百十五条の免許若しくは第一百十九条第二

項ただし書若しくは「百三十五条第一項」に改め、同条を「百三十二条」とする。

卷之三

第九十条の十八を「第一百三十二条」とし、第九十条の十七を「第一百三十一条」とし、第九十条の十六を「百三十条」とし、第九十条の十五を「第一百二十九条」とし、第九十条の十四を「第一百二十八条」とする。

第九十条の十三中「第九十条の三第一項第二号」を「第一百六条第一項第二号」に改め、同条を「第一百二十七条」とする。

第九十条の十二を「第一百二十六条」とし、第九十条の十一を「第一百一十五条」とし、第九十条の十一を「第一百二十四条」とし、第九十条の十を「第一百二十三条」とし、第九十条の九を「第一百二十二条」とし、第九十条の八を「第一百二十二条」とする。

第九十条の七第二項第二号中「第九十条の十」を「第一百二十三条」と改め、同条を「第一百二十条」とする。

第九十条の六第一項中「第九十条の十一の二第一項」を「第一百二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項」を「第一百二十七条、第一百二十八条及び第一百三十三条第一項」に、「営む」を「行う」に改め、同条を「第一百十九条」とする。

第九十条の五第一項中「第九十条の三第一項」を「第一百六条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の二」を「第一百十五条规定」とする。

第八条とする。

第九十条の四を「第一百十七条」とする。

第九十条の三第一項第五号中「営む」を「行う」に改め、同条を「第一百十六条」とする。

第九十条の二中「営んでは」を「行つては」に改め、同条を「第一百十五条」とする。

第四章を次のように改める。

(号外)

報

官

第四章 金融先物取引業

第一節 登録

(登録)

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた次に掲げる者でなければ、行うことができない。

一 株式会社又は外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する外国銀行(前号に該当する者を除く。)

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)

四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する相互会社(次条第一項第二号において「相互会社」という。又は同法第二条第一号に該当する者以外のもの)

五 他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

六 その他内閣府令で定める事項

七 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までに該当しないことを誓約する書面

二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 前二号に掲げるもののほか、定款、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

四 本項第三号の場において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

五 他の金融先物取引業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融先物取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法

三 役員(理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、外国人人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章(第七節を除く。)において同じ。)の氏名

四 営業所又は事務所の名称及び所在地他に事業を行つているときは、その事業の種類

五 内閣総理大臣は、金融先物取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七 第五十六条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

八 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

九 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十一 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十二 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十三 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十四 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十五 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十六 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十七 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十八 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

十九 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

二十 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

二十一 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

二十二 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

二十三 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

二十四 第五十九条各号のいずれにも該当しない者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

人

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をして、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 内閣総理大臣は、金融先物取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

八 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

九 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十一 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十二 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十八 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十九 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二十一 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二十二 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

六 第十九条第一号又は第四号のいずれかに該当する法人

七 この法律、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、証券取引法、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、銀行法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第二百四十四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第七十四号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、保険業法若しくは農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)又はこれらに該当する法人

相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない法人

八 他に行つてはいる事業が第六十五条第一項に規定する業務に該当せず、かつ、当該事業を行なうことが公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障を生ずると認められる法人

九 役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録申請者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人

十 個人である主要株主(登録申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号))第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)の子法人であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人(外国法人を除く。)

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イ又はロのいずれかに該当するもの

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人(外国法人を除く。)

イ 第十九条第五号イからハまで又はホからリまでのいずれかに該当する者

ロ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イ又はロのいずれかに該当する者のある者

十二 主要株主に準ずる者が金融先物取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局(外国金融先物規制当局その他政令で定める外国

の法令を執行する当局をいう。)による確認が行われていない外国法人

十三 金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人

4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、法人の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使につい

て指図を行うことができる権限を有する場 合 当該対象議決権	
二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権	
5 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	
6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 (変更の届出)	
第六十条 金融先物取引業者は、第五十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融先物取引業者登録簿に登録しなければならない。 3 金融先物取引業者は、第五十七条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	
主要株主 (対象議決権保有届出書の提出)	
第六十一条 金融先物取引業者(外国法人を除く。以下この節において同じ。)の主要株主(第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この章において同じ。)となつた者は、内閣府	
令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者による当該対象議決権の数を当該金融先物取引業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の対象議決権保有届出書には、第五十九条第一項第十号イ及びロ並びに第十一号イからハまでに該当しないことを誓約する書面その他を記載した書類を添付しなければならない。	
(主要株主に対する措置命令等)	
第六十二条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の主要株主が第五十九条第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融先物取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。 (主要株主でなくなつた旨の届出)	
第六十三条 金融先物取引業者の主要株主は、当該金融先物取引業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (主要株主に関する規定の準用)	
第六十四条 前二条の規定は、金融先物取引業者を子法人(第五十九条第三項に規定する子法人をいう。第八十五条第一項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。	
七 信用金庫法第五十三条(第三項第十二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条第四項第十二号を除く。に規定する信用金庫連合会の業務	
(第三節 業務) (兼業の制限)	
第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一 銀行法第十条(第二項第十三号を除く。)、第十一条及び第十二条に規定する銀行の業務 二 長期信用銀行法第六条(第三項第十号を除く。)及び第六条の二に規定する長期信用銀行の業務 三 証券取引法第三十四条第一項及び第二項(第三号を除く。)に規定する証券会社の業務又は外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項及び第二項(第三号を除く。)に規定する 四 農林中央金庫法第五十四条(第四項第十五号を除く。)に規定する農林中央金庫の業務 五 商工組合中央金庫法第二十八条(第一項第十六号を除く。)、第二十八条ノ三から第二十八号ノ七まで及び第三十条に規定する商工組合中央金庫の業務	
六 中小企業等協同組合法第九条の八(第二項第十六号を除く。)に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務(同条第五項第一号に掲げる事業(同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。)を除く。)	
七 信用金庫法第五十三条(第三項第十二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条第四項第十二号を除く。に規定する信用金庫連合会の業務	
八 労働金庫法第五十八条(第二項第十七号を除く。)に規定する労働金庫の業務又は同法第五十八条の二(第一項第十五号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務 九 農業協同組合法第十条(第六項第十二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務 十 水産業協同組合法第十二条(第三項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合の業務、同法第九十三条(第二項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合連合会の業務、同法第七条第三項第十一号を除く。に規定する水产加工業協同組合連合会の業務 十一 保険業法第九十七条、第九十八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八条第一項第七号を除く。、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社等の業務 十二 商品取引受託業務 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務 2 金融先物取引業者は、前項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行ふことができる。 3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に	

外号報

係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障が生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

4 金融先物取引業者は、第二項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十一条 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号

一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号

二 金融先物取引の受託等について顧客から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額

三 顧客が行う金融先物取引(第二条第二項第三号に掲げる取引にあつては金融オプションまでに掲げる取引をいい、同条第四項第三号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定數値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。)が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨

四 顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨

五 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

(著しく事実に相違する表示等の禁止)

第六十九条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して広告をするときは、金融先物取引による利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をして、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(広告において表示すべき事項)

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引の内容について広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

第六十九条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して広告をするときは、金融先物取引による利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をして、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(著しく事実に相違する表示等の禁止)

第七十条 金融先物取引業者は、金融先物取引受託等を内容とする契約(以下「受託契約等」という。)を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客(銀行その他の内閣府令で定める者を除く。)に対し、受託契約等の概要、第六十八条各号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。ただし、当該受託契約等の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付して説明した場合には、この限りでない。

2 金融先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができるのである。この場合において、当該金融先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(成立した取引に係る書面の交付)

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引が成立したときは、委託者等に対し、遅滞なく、成立した金融先物取引の対価の額又は約定數値及び件数又は数量並びにその成立の日付その他内閣府令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。ただし、当該金融先物取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくとも公益又は委託者等の保護のため支障を生ずることがないと認められ

(委託者等に対する誠実義務)

第七十二条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して委託者等から金融先物取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該委託者等に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(自己)契約の禁止

第七十三条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して委託者等から金融先物取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該委託者等に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(自己)契約の禁止

第七十四条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して同一の金融先物取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。

(委託者等に対する誠実義務)

第七十五条 金融先物取引業者並びにその役員及

く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 金融先物取引業を休止し、又は再開したとき。

二 他の法人と合併(当該金融先物取引業者が合併により消滅した場合の当該合併を除く。)したとき、分割により他の法人の事業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

三 その総株主又は総出資者の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

四 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

五 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(廃業等の届出等)

第八十四条 金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融先物取引業を廃止したとき。 その金融先物取引業者であつた法人

二 合併により消滅したとき。 その金融先物取引業者であつた法人を代表する役員であつた者

三 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人

五 分割により金融先物取引業の全部又は一部

を承継させたとき。 その金融先物取引業者又はその金融先物取引業者であつた法人

六 金融先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき。 その金融先物取引業者又はその金融

先物取引業者であつた法人

2 金融先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号にあつては分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては金融先物取引業の全部を譲渡したとき)には、当該金融先

物取引業者の第五十六条の登録は、その効力を失う。

3 金融先物取引業者は、金融先物取引業の廃止をし、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が金融先物取引業を行わない場合の当該合併に限る)をし、又は合併及び破

産手続開始の決定による解散をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告す

るとともに、すべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 金融先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 金融先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を速やかに了し、かつ、金融先物取引業に関し委託者等から預託を受けた財産及びその計算において

取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者の業務又は財産に関する報告又は資料の提出を命ずることができる。

4 第三十四条の二十九の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による立入検査

(立入検査等)

第八十五条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融

先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者(外国法人を除く。以下この項において同じ。)の主要株主又は金融先物取引業者を子法人とする持株会社の主要株主に対し第六十一条から第六十三条まで(これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出若しくは措置若しくは当該金融先物取引業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、その書類その他の物件の検査(第六十一条から第六十三条までの届出若しくは措置又は当該金融先物取引業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

1 第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号(同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法律の規定に係る部分に限る。)、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 不正の手段により第五十六条の登録を受けたとき。

3 この法律(第八十二条第二項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

4 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあるとき。

5 金融先物取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

又は質問について準用する。
(業務改善命令)

第八十六条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

第八十七条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号(同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法律の規定に係る部分に限る。)、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 不正の手段により第五十六条の登録を受けたとき。

3 この法律(第八十二条第二項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

4 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあるとき。

5 金融先物取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2

内閣総理大臣は、金融先物取引業者（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。）が第八十二条第二項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が百パーセントを下回るときにおける、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3

内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融先物取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パー

セントを下回り、かつ、当該金融先物取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録を取り消すことができる。

4

内閣総理大臣は、金融先物取引業者の役員（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該金融先物取引業者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）が第五十九条第一項第九号イ若しくはロに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対する解任を命ぜることができるものとする。

が正当な理由がないのに、金融先物取引業を行なうことのできることとなつた日から三月以内に

事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録を取り消すことができること。（登録の抹消）

第八十九条 内閣総理大臣は、第八十四条第二項の規定により第五十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第八十七条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により第五十六条の登録を取り消したときは、当該登録を取り消しなければならない。

（残務の結了）

第九十条 第八十四条第五項の規定は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該金融先物取引業者であつた者について準用する。

一 第八十七条第一項若しくは第三項又は第八十八条の規定により第五十六条の登録を取り消されたとき。

（外務員の登録）

第九十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は第一百四条第一項に規定する金融先物取引業協会（以下この条及び次節において「協会」という。）に加入していない金融先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）の規定により第五十六条の登録が効力を失つたとき。

二 前項各号に掲げる場合において、当該金融先物取引業者であつた者は、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を結了する目的の範囲内において、金融先物取引業者と

みなす。

（受託等に係る財産の管理）

第九十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引につき、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

二 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引につき、委託者等の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、内閣府令で定めるところにより、管理しなければならない。

三 前項の規定により規則の作成又は変更を命ぜられた金融先物取引業者は、三十日以内に、当該規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

四 前項の承認を受けた金融先物取引業者は、当該承認を受けた規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けるなければならない。

（外國法人に対する特例等）

第九十四条 金融先物取引業者が外國法人である場合において、当該法人に対する第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読み替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外務員の登録）

第九十五条 金融先物取引業者は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融先物取引業者のために次に掲げる行為を行つて、公益を害し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

一 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は協会に加入していない金融先物取引業者と

第八十八条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者

録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

- 2 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第百三十三条 第百一条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第九十五条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは

- 第一項の規定による処分について不服がある金融先物取引業者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(第七節 金融先物取引業協会)

第百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護

- 1 前項に規定する法人(以下この節において「協会」という。)は、会員(以下この節において「協会員」という。)の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 協会でないと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 協会に加入していない者は、その名称中に金

融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会の業務)

- 1 第百六条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 2 一 金融先物取引業を行うに当たり、この法律の内容の適正化その他委託者等の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

- 3 三 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

- 4 四 協会員の行う金融先物取引の受託等について争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るために、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

- 5 第百八条 協会員の行う金融先物取引の受託等に

- 6 第百一条第一項又は第二項の規定により行う登録事務

- 7 第百八条に規定するあつせん

- 8 第百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、連帶なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

- 9 第百十条 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行

- 10 第百十一条 協会の役員、職員若しくは第百八条第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 11 第百十二条 内閣総理大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができる。

- 12 第百十三条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しく

し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(協会員に対する制裁)

- 1 第百八条 協会は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

- 2 第百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に

- 3 第百十条 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行

- 4 第百十一条 協会の役員、職員若しくは第百八条第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 5 第百十二条 内閣総理大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができる。

- 6 第百十三条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しく

は資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督命令)

第百十四条 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対しその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に店頭金融先物取引業改正後の金融先物取引法(以下「新金融先物取引法」という。)第二条第十一項第二号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この条において同じ。)を行っている者(次条第一項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において「店頭金融先物取引業者」という。)は、施行日から六月間(当該期間内に新金融先物取引法第五十六条の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃

止を命じられた日までの間)は、新金融先物取引法第五十六条の規定にかかわらず、引き続き店頭金融先物取引業を行うことができる。店頭金融先物取引業者(同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられない者に限る。)が施行日から起算して六月以内に新金融先物取引法第五十六条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き店頭金融先物取引業を行う場合には、その者を新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者とみなして、新金融先物取引法第六十五条、第六十八条から第八十条まで、第八十五条第一項、第三項及び第四項、第八十六条、第八十七条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第九十一条並びに第九十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新金融先物取引法第六十八条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは「名称」と、新金融先物取引法第八十五条第四項中「第一項及び第三条」この法律の施行の際現に改正前の金融先物取引法(以下「旧金融先物取引法」という。)第三条の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において「店頭金融先物取引業者」という。)は、施行日から六月間(当該期間内に新金融先物取引法第五十六条の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項第五号」とする。

3 法人である店頭金融先物取引業者が前項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第五十六条の登録の拒否の処分を受ける場合は、当該処分のあつた日又は当該廃

止を命じられた日までの間)は、新金融先物取引法第五十九条第一項第六号及び第九号から第十一号までの規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である店頭金融先物取引業者を新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を取り消す。

4 個人である店頭金融先物取引業者が第二項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第八十七条第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第五十九条第一項第九号から第十一号までの規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新金融先物取引法第十九条第五号亦に該当する者とみなす。

5 みなし登録金融先物取引業者が前項の規定により登録を受ける日までの間における新金融先物取引法第六十八条の規定の適用については、同条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

6 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第六十条の規定は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該みなし登録金融先物取引業者が同条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

7 みなし登録金融先物取引業者に係るものとされる場合における当該許可の有効期間の更新の申請をした者を含む。)は、施行日に新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなして、新金融先物取引法の規定を適用する。この場合において、新金融先物取引法第五十八条第二項の規定は、適用しない。

8 前項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされる者は、新金融先物取引業者の主要株主(新金融先物取引法第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又はみなし登録金融先物取引業者を子法人(新金融先物取引法第五十九条第三項に規定する子法人をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九

条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録金融先物取引業者」という。)は、施行日から起算して二月以内に新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

9 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

10 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

11 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

12 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

13 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

14 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

15 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

16 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

17 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

18 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

19 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

20 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

21 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

22 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

23 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

24 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「みなし登録金融先物取引業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該みなし登録金融先物取引業者等の主要株主となつたものとみなす。

第六条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 みなし登録金融先物取引業者に係るこの法律の施行の際現に存する旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の金融先物取引責任準備金は、新金融先物取引法第八十一条第一項の金融先物取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十二条第二項ただし書の承認は、新金融先物取引法第八十一条第二項ただし書の承認とみなす。

第七条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十二条の規定は、附則第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成十八年一月一日以後の自己資本規制比率(新金融先物取引法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率をいう。)について適用する。

第八条 新金融先物取引法第八十七条第四項の規

定は、この法律の施行の際現に新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当しているみなし登録金融先物取引業者の役員である者(旧金融先物取引法第十九条第五号イから今までのいずれかに該当している者を除く。)が引き続き新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当している場合は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の役員である者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第四項の規定を適用する。

第九条 みなし登録金融先物取引業者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第十条 みなし登録金融先物取引業者は、施行日から六月間は、新金融先物取引法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十一條 新金融先物取引法第七十条の規定は、この法律の施行後に新金融先物取引法第二条第一項に規定する自己

十二項に規定する金融先物取引業者が締結した受託契約等(新金融先物取引法第七十条第一項に規定する受託契約等をいう。)について適用する。

第十二条 新金融先物取引法第七十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融先物取引法第七十六条の事業報告書については、なお従前の例による。

第十三条 新金融先物取引法第八十四条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が同一に規定する金融先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。)又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散(以下この条において「金融先物取引業の廃止等」という。)について適用し、同日前の金融先物取引業の廃止等については、なお従前の例による。

第十四条 旧金融先物取引法第七十九条第一項又は第二項の規定により許可を取り消され又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融先物取引法第八十七条第一項又は第四項の規定により登録を取り消され又は解任を命ぜられたものとみなす。

第十五条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第二項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第四項の規定による処分とみなす。

第十六条 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十三条の規定による処分は、新金融先物取引法第九十二条の規定による処分とみなす。

第十七条 旧金融先物取引法第五十六条の許可を受けた旧金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者が施行日前において当該許可を取り消され、又は同条第十二項に規定する金融先物取引業を廃止した場合であつて、当該金融先物取引業があつた者が施行日までにその受託契約(旧金融先物取引法第六十九条第一項に規定する受託契約をいう。)に基づく取引を結了していないときは、旧金融先物取引法第八十条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 この法律の施行前に旧金融先物取引法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融先物取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融先物取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 内閣総理大臣は、この附則の規定によ

「取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に

(労働金庫法の一部改正)

三十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

改める

十六の二 取引所金融先物取引等

等を「金融先物取引」のため、同項

〔第十六条号の二〕を「前二号」に改め、同条第六項
第三号の三中「金融先物取引等」を「取引所金融
先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第
二項」に改め、同項第四号中「金融先物取引等」
を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第
二条第十一項」に改める。

第五十九条の二第一項第十四号の二を次のよう

十四の二 取引所金融先物取引等

第五十八条の二第一項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六

号中「第十四号の二」を「前二号」に改める。

三十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第 （登録免許税法の一部改正）

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の五中「許可」を「登録」に
改め、同表第二十五号の二四中「第一条第六項」

を「第一条第五項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

三十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律)
第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「又は同法第五十五条の

卷之三

八の届出」を「同法第五十五条の八の届出、同法第五十六条の登録、同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項(同法第六十四条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第九十五条第一項の登録」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十二号を次のように改める。

十二 取引所金融先物取引等

第十条第二項第十三号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十四号中「第二号」を「前二号」に改め、同条第十項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引所」を「第二条第六項(定義)に規定する金融先物取引所」に、「同条第八項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十七条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第六号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第七号

中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第八号中「第六号」を「前二号」に改め、同条第八項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条中「第二条第七項」を「第二条第六項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十九条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十四号を次のように改める。

十四 取引所金融先物取引等

第五十四条第四項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六号中「第十四号」を「前二号」に改め、同条第六項第五

号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第一条第二項」に改め、同項第六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十項」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第四十一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十三号中「第二条第十三項」を「第二条第十二項」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二百三條のうち金融先物取引法第三十四条の二十の改正規定の次に次のように加える。

第五十九条第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(金融厅設置法の一部改正)

第四十三条 金融厅設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号ソ及びツ中「営む」を「行う」に改める。

官 報 (号 外)

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月三十日

財政金融委員長 浅尾慶一郎

参議院議長 扇 千景殿

審査報告書

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、妥当な措置と認めれる。

二、費用

本法律施行に伴う租税減収見込額は、平年度約四十八億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十一月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

審査報告書

要領書
一、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月三十日

財政金融委員長 浅尾慶一郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受

管する等の行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るものであり、妥当な措置と認める。

右決議する。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十一月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債

権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保

管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受
管する等の行為についての処罰規定を整備する
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案
の一部を次のように改正する。

第四十一条の十八第一項中「平成十六年十一月三十日」を「平成二十一年十一月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

そぞるような表示又は説明
第二十条の次に次の二条を加える。
(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)
第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約

について、公的給付(法令)を含む。以下同じ)の規定に基づき国又は地方公共団体がその

給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又

は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているもの)をいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、その者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他その者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはならない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

第三号の次に次の二号を加える。

四 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲を

官報 (号外)

「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の二第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等等に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の二第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等等に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の三第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の四第二項及び第二十四条の六中「第二十条から第二十一条まで及び」に、「第二十条及び第二十一条の規定」を「第二十条から第二十一条までの規定」に改める。

第四十八条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十条の二(第二十四条第二項、第五項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。」の規定に違反して、第二十条の二に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管した者

官報 (号外)
「と、第二十四条の四第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の三第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の四第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。」の規定に違反して、第二十条の二に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管した者

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

官報 (号外)
「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の四第二項中「と、第二十一条中」を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

第二十四条の五第二項中「と、第二十一条中」を

平成十六年十一月三十日

厚生労働委員長 岸 宏一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「第二十一条中」に改める。

第二十四条の六中「第二十条及び第二十一条並びに」を「第二十条から第二十一条まで及び」に、「第二十条及び第二十一条の規定」を「第二十条から第二十一条までの規定」に改める。

第二十四条の六中「第二十条から第二十一条まで及び」に、「第二十条及び第二十一条の規定」を「第二十条から第二十一条までの規定」に改める。

第二十四条の六中「第二十条から第二十一条まで及び」に、「第二十条及び第二十一条の規定」を「第二十条から第二十一条までの規定」に改める。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等労働者が育児や介護を行いつつ働き続けることができる環境の整備に関する所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

四、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進め、所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、子育て責任のある世代の長時間労働の抑制に取り組むこと。また、待機児童問題の解消、多様なニーズに応じた保育サービスの充実など保育制度の整備を一層推進すること。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、育児休業・介護休業制度の有期契約労働者への適用については、休業の申出及び取得を理由とした雇止め等不利益な取扱いが行われないよう、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、法施行後の有期契約労働者の休業取得状況等を勘査し、その在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五、育児休業期間中の所得保障の在り方を含め、総合的な次世代育成支援策について検討を行うこと。

六、有期契約労働者の均等処遇について所要の検討を進めること。

七、育児や家族介護のために離職を余儀なくされた労働者の再就職支援をはじめ、働きながら育児や家族介護を行う労働者に対する地域における育児・介護サービスの充実に取り組むこと。

八、新たな子の出生に伴つて育児休業を取得する場合には、現に保育所に通う子の継続入所を可

病が緊急かつ不測であることにかんがみ、取得手続きに十分な配慮を行うとともに、子の人数に配慮した制度とすることについて検討を行うこと。

ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

二 第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

第十一條第二項中「前項本文」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

一 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合(厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

二 当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数(第十五条第一項及び第二十一条第二項において「介護休業等日数」とい

う。)が九十三日に達している場合

イ 介護休業をした日数(介護休業を開始

した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二以上の介護休業を終了した場合にあっては、介護休業ごとに、介護休業

を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。)

ロ 第二十三条第二項の措置のうち勤務時

間の短縮その他の措置であつて厚生労働省令で定めるものが講じられた日数(当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数(その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数)と

し、二以上の要介護状態について当該措置が講じられた場合にあっては、要介護状態ごとに、当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数(その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数)と

リ 第十二条第二項中「前項本文」を「前

第一項及び第三項に、「第十一條第一項本文」を「第十一條第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、労働者が前条第四項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第十五条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に定める日と当該各号に定める日のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める日とその翌日」を削り、「三月を」「九十三日から該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数」を合算して得た日数とする。)

2 第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合は、当該

一項の規定による申出を拒むことができない。

3 第二項の規定は、事業主が別段の定めをす

る場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(子の看護休暇の申出があつた場合における事業主の義務等)

4 第十六条の三 事業主は、労働者からの前条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定による申出があつた場合は、当該

一項の規定による申出を拒むことができない。

5 第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合について準用

する。この場合において、第六条第一項第一

6 第二項の規定は、労働者からの前条第一項

の規定による申出があつた場合について準用

する。この場合において、第六条第一項第一

号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項

7 第二項において準用する第六条第一項ただし

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 子の看護休暇

の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日(第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日)とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第十六条の二 小学校就学の始期に達するまでの子の看護休暇の申出

の子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一年の年度において五労働日を限度として、負傷し、又は疾病にかかりた

その子の世話をを行うための休暇(以下この章において「子の看護休暇」という。)を取得することができる。

く。)の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日(第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日)とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第十二条第二項中「前項本文」を「前条第一項及び第三項に、「第十一條第一項本文」を「第十一條第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、労働者が前条第四項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

第十五条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に定める日と当該各号に定める日のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める日とその翌日」を削り、「三月を」「九十三日から該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数」を合算して得た日数とする。)

2 第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合は、当該

一項の規定による申出を拒むことができない。

3 第二項の規定は、事業主が別段の定めをす

る場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 第二項の規定は、労働者からの前条第一項

の規定による申出があつた場合について準用

する。この場合において、第六条第一項第一

号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項

7 第二項において準用する第六条第一項ただし

申出をしようとする労働者は、施行日前においても、同項及び同条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。

(雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の雇用保険法
第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第四条 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の船員保険法
第三十六条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第六条 船員保険法第三十八条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従

前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第七条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百五十九条中「一歳」を「一歳六か月」に改める。

る。

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月三十一日

法務委員長 渡辺 孝男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪

に関する最近の情勢等にかんがみ、これらの犯

罪に適正に対処するため、有期刑に係る法定刑

等の上限の引上げ、これらの犯罪に係る法定刑

の見直し及び公訴時効期間の延長等の措置を講

じようとするものであり、おおむね妥当な措置

と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪を抑止し、国民の不安を解消するため、捜査体制の充実・強化、捜査関係機関の連携強化等治安対策の一層の推進に努めるとともに、刑罰体系の在り方等について多角的観点から積極的に検討すること。

二 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられることにかんがみ、深刻化している行刑施設の過剰収容状況を早期に解消し、適正な収容を確保するため、行刑施設職員の増員や施設の拡充を推進するとともに、長期受刑者については、円滑な社会復帰が妨げられることのないよう、更生を促すための教育の充実・強化等処遇に十分配慮すること。

三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなども含めて、さらに検討すること。

四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。

五 公訴時効期間が延長されることにより、迅速な捜査処理に支障を来すことがないようにする

とともに、その趣旨を踏まえ、捜査技術の開発向上等に一層努めること。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第五号及び第三条の二第一号中「準強姦」の下に「集団強姦等」を加える。

第十二条第一項及び第十三条第一項中「十五年」を「二十年」に改める。

第十四条中「三十年」を「三十年」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。

第一百七十六条中「七年」を「十年」に改める。

第一百七十七条中「二年」を「三年」に改める。

第一百七十八条中「わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条」を「わいせつな行為をし

官 報 (号 外)

別表中

- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの

(二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの

(三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの

(四) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
罰金、拘留又は料料に処する裁判に係るもの

五年	十年	二十年	五十年
三年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)			

1 (一) 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録
死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に
係るもの

(二) 二十年を超える有期の懲役又は禁錮に処する裁判
に係るなり

(三) 十年以上二十年以下の懲役又は禁錮に処する裁判

四 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に
係るもの

(五) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの

(六) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの

卷之三

祭受刑者多失去の一部(改正)

國籍受刑者移送法(平成十四年法律第六
次改正)による改正後の規定

六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号及び第二項中「二十年」
「三十」に改める。

三十一年」に古有る。

投票者氏
この法律の施行前に国際受刑者移送法第

案第十一号の受入移送犯罪(二以上あるとき)
賛成者氏名

それらのすべてを犯した者に係る同條第

卷之三

日程第一 犯罪被

11

青木	幹雄君	阿部	正俊君
荒井	廣幸君	浅野	勝人君
岩永	浩美君	泉	信也君
小野	清子君	岩井	國臣君
大仁田	厚君	太田	豊秋君
岡田	廣君	加治屋	義人君
狩野	安君	金田	勝年君
柏村	武昭君	木村	仁君
岸	信夫君	北川	イッセイ君
国井	正幸君	小池	正勝君
小林	顯雄君	佐藤	泰三君
鴻池	祥肇君	山東	昭子君
椎名	一保君	末松	信介君

鈴木 政二君	坂本由紀子君	小斎平敏文君	清水嘉与子君	秋元 治郎君
陣内 孝雄君	佐藤 昭郎君	後藤 博子君	小泉 昭男君	市川 一朗君
荒井	岩城	倉田	北岡	有村 治子君
正吾君	秀久君	大野つや子君	河合 常則君	漁住 汎英君
光英君	荻原 健司君	景山俊太郎君	岸 秀二君	尾辻 秀久君
	加納 時男君	片山虎之助君	香掛 哲男君	市川 一朗君
				市川 一朗君

吉村剛太郎君	山谷えり子君	矢野 哲朗君	山崎 一水君	溝手 龍二君	松村 岩夫君	松田 賢二君	藤野 公孝君	橋本 聖子君	西田 吉宏君	二之湯 智君	中原 爽君	中島 啓雄君	中川 雅治君	谷川 秀善君	常田 享詳君	田村耕太郎君	竹山 裕君	田中 直紀君	関谷 勝嗣君	世耕 弘成君
吉村剛太郎君	山谷えり子君	矢野 哲朗君	山崎 一水君	溝手 龍二君	松村 岩夫君	松田 賢二君	藤野 公孝君	橋本 聖子君	西田 吉宏君	二之湯 智君	中原 爽君	中島 啓雄君	中川 雅治君	谷川 秀善君	常田 享詳君	田村耕太郎君	竹山 裕君	田中 直紀君	関谷 勝嗣君	世耕 弘成君

官 報 (号 外)

平成十六年十二月一日 参議院会議録第十号 投票者氏名

倉田 寛之君	倉田 哲男君	国井 正幸君	芝 博一君
小泉 昭明君	小泉 審之君	小池 正勝君	下田 敦子君
小斎平敏文君	小斎平敏文君	小林 顯雄君	鷹賀貿津也君
後藤 博子君	後藤 博子君	小林 温君	松村 賢二君
佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君	桜井 祥肇君	松田 龍二君
坂本由紀子君	坂本由紀子君	佐藤 泰三君	森山 政司君
山東 昭子君	山東 昭子君	桜井 新君	水落 敏栄君
椎名 一保君	椎名 一保君	清水嘉与子君	松山 祥史君
末松 信介君	末松 信介君	陣内 孝雄君	三浦 一水君
世耕 弘成君	世耕 弘成君	鈴木 政二君	溝手 顯正君
関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	矢野 哲朗君
田中 直紀君	田中 直紀君	伊達 忠一君	山崎 力君
田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村 公平君	吉村剛太郎君
竹山 裕君	竹山 裕君	武見 敬三君	脇 雅史君
谷川 秀善君	谷川 秀善君	段本 幸男君	浅尾慶一郎君
常田 享詳君	常田 享詳君	鶴保 康介君	伊藤 基隆君
中川 雅治君	中川 雅治君	中曾根弘文君	池口 修次君
中原 爽君	中原 爽君	中村 博彦君	今泉 昭君
二之湯 智君	二之湯 智君	中川 義雄君	江田 五月君
西田 吉宏君	西田 吉宏君	大久保 勉君	小川 敏夫君
野上浩太郎君	野上浩太郎君	岡崎トミ子君	大石 正光君
南野知恵子君	喜納 昌吉君	木俣 佳丈君	尾立 源幸君
橋本 聖子君	西銘順志郎君	西島 英利君	大江 康弘君
藤島啓史郎君	長谷川憲正君	野村 哲郎君	大塚 耕平君
藤野 公孝君	林 芳正君	佐藤 哲郎君	加藤 敏幸君
保坂 三藏君	藤井 基之君	佐藤 基之君	佐藤 道夫君
齊藤 勁君	齊藤 勁君	齊藤 勁君	齊藤 勁君
櫻井 充君	櫻井 充君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君
魚住裕一郎君	渡辺 秀央君	佐藤 元君	佐藤 元君
浮島とも子君	浮島とも子君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君
荒木 清寛君	荒木 清寛君	佐藤 彰君	佐藤 彰君
加藤 篤瀬	柳澤 光美君	柳田 稔君	柳田 稔君
円 より子君	山本 孝史君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	山下八洲夫君	水岡 俊一君	水岡 俊一君
蓮 航君	蓮 航君	前川 清成君	前川 清成君
若林 秀樹君	若林 秀樹君	藤本 祐司君	藤本 祐司君
賛成者氏名	賛成者氏名	反対者氏名	反対者氏名
提出、衆議院送付)	日程第六	刑法等の一部を改正する法律案(内閣	○名
青木 幹雄君	阿部 正俊君	黒岩 宇洋君	又市 征治君
秋元 司君	愛知 治郎君	鈴木 陽悦君	福島みづほ君
司君	司君	角田 義一君	吉川 春子君
		近藤 正道君	大門実紀史君
		糸数 慶子君	仁比 聰平君
		渕上 貞雄君	小林美恵子君
		角田 義一君	市田 忠義君
		愛知 治郎君	草川 昭三君
		木庭健太郎君	澤 雄二君
		白浜 一良君	高野 博師君
		谷合 正明君	遠山 清彦君
		西田 実仁君	浜田 昌良君
		福本 潤一君	浜四津敏子君
		島田智哉子君	山口那津男君
		鷹賀貿津也君	山本 香苗君
		鈴木 寛君	山本 栄一君
		高橋 千秋君	浜田 昌良君
		津田弥太郎君	西田 実仁君
		千葉 景子君	福本 潤一君
		高嶋 良充君	島田智哉子君
		辻 泰弘君	鷹賀貿津也君
		那谷屋正義君	鷹賀貿津也君
		内藤 正光君	辻 泰弘君
		西岡 武夫君	那谷屋正義君
		平田 健二君	内藤 正光君
		白 眞敷君	西岡 武夫君
		鷗淵 洋子君	平田 健二君
		緒方 靖夫君	白 真敷君
		山本 保君	鷗淵 洋子君
		松 あきら君	緒方 靖夫君
		浜田 昌良君	山本 保君
		遠山 清彦君	松 あきら君
		高野 博師君	浜田 昌良君
		西田 実仁君	遠山 清彦君
		福本 潤一君	高野 博師君
		島田智哉子君	西田 実仁君
		鷗淵 洋子君	島田智哉子君
		紙 智子君	鷗淵 洋子君
		市田 忠義君	紙 智子君
		草川 昭三君	市田 忠義君
		木庭健太郎君	草川 昭三君
		澤 雄二君	木庭健太郎君
		高野 博師君	澤 雄二君
		西田 実仁君	高野 博師君
		福本 潤一君	西田 実仁君
		島田智哉子君	福本 潤一君

官 報 (号 外)

平成十六年十二月一日 参議院会議録第十号

投票者氏名

官報(号外)

反対者氏名 一四名

市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聰平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	福島みづほ君
渕上 貞雄君	又市 征治君
糸数 慶子君	近藤 正道君

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

平成十四年度決算に関する参議院の議決について講じた措置を別紙のとおり報告する。

平成十四年度決算に関する参議院の議決について講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計監査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところであります。

平成十四年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

- 予算の厳正な執行について
- 決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等

において、指摘事項の内容及び業務上留意すべき事項を周知させ、指摘を受けなかつた官署等を含め、類似の指摘を受けることのないよう通達するとともに、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、議決の趣旨の徹底及び再発防止について十分に指導を行ひ、関係職員の資質の向上を図り、予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計の事務の適正な処理に努力しているところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めてまいる所存である。

2 捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復について

警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、会計の監査に関する

国家公安委員会規則の下、すべての都道府県警察を対象に計画的に監査を実施し、その結果を

国家公安委員会に報告することとするなど、監査の充実強化を図つているところである。

警察に対する国民の信頼回復については、既

て、関係都道府県警察と連携し、事案の解明に向け調査を進めており、事案の全容が明らかとなつた段階で、責任の所在を明確にするとともに、返還すべき額を早期に確定し返還するなど、厳正に対処しているところである。

3 宇宙開発事業について

H-IIAロケット六号機の打上げ失敗等のトラブルが続いたことを厳しく受け止め、宇宙開発委員会において特別会合等を開催し、技術・体制の両面から原因究明と対策の検討を行つたところである。その検討結果を踏まえ、独立行政法人宇宙航空研究開発機構において、固体ロケットブースタの設計変更等の技術的な対策を講じるとともに、信頼性推進評価室及び信頼性改革本部の設置等の体制面の強化を図ってきたところである。

また、宇宙開発委員会に設置したH-IIAロ

ケット再点検専門委員会等からの技術的助言を受けつつ、同機構においてロケット・衛星について設計の基本にまで遡つた全体の総点検を実施してきたところである。

今後とも、このような取組を通じて、我が国に国家公安委員会の管理の下、警察庁において、関係都道府県警察と連携し、事案の解明に向け調査を進めており、事案の全容が明らかとなる。

4 年金福祉施設の在り方の抜本的見直し及びその譲渡について

年金の福祉施設については、現下の年金制度

の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料を福祉施設の整備費等に投入しないこととするとともに、適正経理の重要性に対する職員の意識を一層高めるなど、再発防止の徹底を図り、真に国民の信頼にこたえることができるよう努めてまいる所存である。

また、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう最大限努めてまいる所存である。

3 医師名義の貸し借り問題について

医師名義の貸し借りの問題については、病院における名義借りを防止するため、都道府県等による立入検査により重点的に指導・確認する

よう通知を行つたところである。また、各國公私立大学長に対しても、実効性のある再発防止策を講じるよう通知するとともに、その防止・改善方策の実施状況について報告を求め、名義貸しの防止に一層取り組むよう要請したところである。

5 医師名義の貸し借り問題について

医師名義の貸し借りの問題については、病院における名義借りを防止するため、都道府県等による立入検査により重点的に指導・確認する

よう通知を行つたところである。また、各國公

私立大学長に対しても、実効性のある再発防止策を講じるよう通知するとともに、その防止・改善方策の実施状況について報告を求め、名義貸しの防止に一層取り組むよう要請したところである。

さらに、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」で当面の取組課題等を取りまとめ、各國公私立大学長に対し地域医療の確保のための取組を要請するとともに、医師の地域偏在に対応し、過疎地域等における医師の確保を支援するため、過疎地域等において医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の配置標準数の緩和を認める特例措置を設けたところである。

今後とも、医師の名義の貸し借りの防止、地

官 報 (号外)

域における医療の確保の支援に取り組んでまい
る所存である。

社会保険庁による年金給付ミスに関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成十六年十一月十八日

小池 晃

参議院議長 扇 千景殿

社会保険庁による年金給付ミスに関する質
問主意書

社会保険庁において、社会保険オンラインシス
テムのトラブルによる年金「過払い」などの給付ミ
スが、最近、相次いで引き起こされている。

年金制度改正が行われた第百五十九回国会で

は、「安心できる年金制度の確立」が問題になつ
た。年金制度は、制度に対する国民の信頼がなく
ては成り立たない。ところが、相次ぐ年金給付ミ
スは年金制度への信頼性を失わせるものである。

近年の厚生労働省・社会保険庁による年金関係
業務に関しては、収賄罪による職員の逮捕、随意
契約や監修料による業者との癒着、年金保険料の
様々な流用問題によつて、国民の信頼が失墜して
いる。年金給付ミスも、こうした国民の不信を増

長させるものである。

新聞報道等によると、一人当たりの「過払い」額
は最高で千百万円に達するとのことである。私の

下にも、老齢基礎年金の振替加算のミスにより
「過払い」を受けていた年金受給者から相談が寄せ

られた。内容は、「八十万円の過払いがあるから
返還せよとの書類が届いた。もちろん返すつもり
だが、少ない年金のなかからどうやって返せばい
いのか。」との不安の声である。一人ひとりの年金
受給者にとって、生活設計を狂わせかねない大き
な問題であるだけに、このようなミスが二度と起
こらないよう万全の対策が求められる。

したがつて、次の事項について質問する。

一、一連の社会保険オンラインシステムのトラブ
ルによって起きた年金の「過払い」、「未払い」及
び保険料の「徴収ミス」それぞれの件数、内容、
影響を与えた人数及び合計金額を明らかにされ
たい。

官 参議院議員小池晃君提出社会保険庁による年金
給付ミスに関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

参議院議員小池晃君提出社会保険庁による
年金給付ミスに関する質問に対する答弁書
について

御指摘の一連の社会保険オンラインシス
テムのトラブルとは、社会保険オンラインシス
テム(厚生年金保険、国民年金等の適用及び保
険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び國
民年金の給付、年金相談等に使用するコンピュー
タシステムをいう。以下同じ。)のコンピュータ

プログラムの誤りによる年金給付の誤りであつ
て、社会保険庁が平成十五年六月以降に公表し
た一連のものを指すと考えるが、お尋ねの事項
については、次のとおりである。

平成十五年六月二十七日に公表した、年金給
付システム(厚生年金保険の保険給付及び國
民年金の給付、年金相談等に使用される年金給
付システムをいう。以下同じ。)の一部を即時処理
とするためにコンピュータプログラムを変更した
際に生じた、配偶者に対して退職

同日付で公表した、年金給付システムの一部
を即時処理するためにコンピュータプログラ
ムを変更した際に生じた、配偶者に対して退職

による年金額の改定が行われた場合に加給年金
額を支給停止するためのコンピュータプログラ
ムの誤りによる加給年金額の過払については、

同日以降、その対象人数及び過払金額について
調査を行つてあるところであり、現時点でお答
えすることは困難である。

平成十六年十月八日に公表した、厚生年金保
険法第百二十二条に規定する厚生年金基金の加
入員であつた期間がある者の在職による年金給
付の支給停止額を計算するためのコンピュータ
プログラムの誤りによる年金額の過払及び未払
については、過払対象人数は四千九百三十八

る加給年金額の過払については、過払対象人数
は六千二百四十九人、過払合計金額は二十四億
千五十一万五千九百二十円である。

平成十六年八月六日に公表した、老齢厚生年
金の受給権発生月に厚生年金保険の被保険者の
資格喪失があり、かつ、資格喪失日と同じ日に
新規の資格取得及び賞与の支給があった場合の
年金額を計算するためのコンピュータプログラ
ムの誤りによる年金額の過払及び未払について
は、過払対象人数は三十八人、過払合計金額は
一万七千九百五十六円であり、未払対象人数は
十一人、未払合計金額は六千二百十八円であ
る。

同日付で公表した、年金給付システムの一部
を即時処理するためにコンピュータプログラ
ムを変更した際に生じた、配偶者に対して退職
による年金額の改定が行われた場合に加給年金
額を支給停止するためのコンピュータプログラ
ムの誤りによる加給年金額の過払については、
同日以降、その対象人数及び過払金額について
調査を行つてあるところであり、現時点でお答
えすることは困難である。

平成十六年十一月二十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

人、過払合計金額は十万二千九百四十八円であり、未払対象人数は五千四人、未払合計金額は十万千二百四円である。

なお、年金給付の誤りには、社会保険庁において平成十六年十月十九日に公表した年金給付からの介護保険料の徴収など、社会保険オンラインシステムのコンピュータプログラムの誤りではなく、事務処理の誤りによって生じたものもある。

二について

社会保険オンラインシステムのコンピュータプログラムの誤りの原因は、社会保険庁社会保険業務センターからシステム開発を委託した業者への指示が適確に伝達されていなかつたこと及びシステム運行の事前確認が十分でなかつたこと等によるものである。その防止対策については、社会保険庁に設置した事故再発防止策検討委員会が平成十五年十二月十八日に取りまとめた事故再発防止策検討委員会報告書に基づき、システム開発の委託先に行う指示を文書に基づくものとすることを徹底したほか、システム開発における事前確認の充実を図るなどの対策を講ずることとしたところである。

なお、平成十五年六月二十七日に公表した年金給付の誤りを契機として、年金給付システムの総点検を行つており、コンピュータプログラムの誤り等が明らかになつたものから、対象者

の方々におわびするとともにその誤りの内容について公表しているところである。また、社会保険オンラインシステムのコンピュータプログラムの誤りではなく、事務処理の誤りを防止するための対策については、同報告書に基づき、年金額の改定等の事務手続を行うために使用する事務処理要領の整備を図るなどの対策を講ずることとしたところである。

新潟県中越地震と原子力発電所に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年十一月十八日

参議院議長 扇 千景殿
近藤 正道

新潟県中越地震と原子力発電所に関する質問主意書
新潟県中越地震と原子力発電所に関する質問主意書

1 マグニチュード六・五の直下地震想定
(一) 耐震設計審査指針では、直下地震の規模をマグニチュード六・五と想定している。

「マグニチュード六・五以上の地震では必ず、地表に地震断層が出現する」から、「この地震断層(活断層)を評価すれば十分」としたものと理解するが、この理解で良いか。

(二) 今回の新潟県中越地震を含め、国内ではマグニチュード六・五以上で地表に地震断層(活断層)の出現を伴わない地震が多数存在する。これでは、耐震設計審査指針で想定する直下地震の規模マグニチュード六・五が過小評価につながらないか。過小評価でないならその理由を、過小評価なら耐震設計審査指針を改めるのか否かも併せて示されたい。

2 地震規模と震源距離、速度・加速度の算定
(一) 耐震設計審査指針の定める算定式は、新潟県中越地震で大きな速度・加速度が計測されたK-NETや気象庁の速度・加速度記録と矛盾しないか。

(二) 新潟県中越地震で得られた知見で、耐震設計審査指針の定める算定式を改めなくてよいよいのか。改めないと、改めなくてよい理由は何かを併せて示されたい。

1 新潟県中越地震と柏崎刈羽原発について
(一) 地震時の運転対応
(二) 本震直後、柏崎刈羽原発から行政当局への連絡が三十分から一時間余り途絶えた

が、連絡の遅延は想定していた範囲内であつたか。

(二) 今回の連絡途絶・遅延の教訓を踏まえ、原子力発電所から行政当局への連絡について何か対策を講じたか。具体的には、いつどのような指示をどこに出したか示されたい。また、そのような指示を出さないなら、不要とする理由は何か。

2 柏崎刈羽原発の地震観測記録

(一) 今般の地震における一号機の欠測に関して、「一週間前の落雷で地震計が損傷し、本震から一時間余り記録できなかつた」という、東京電力の地震計の管理体制に問題があると考えるがいかがか。

(二) 一号機の欠測事例を踏まえ、全国の各原子力発電所に対しどのように対策を指示したか。

(三) 観測事実に関して、加速度記録は震源距離が等しいのにマグニチュードが小さい方が大きな揺れになる事例があるが、地震規模と震源距離で揺れの加速度や速度を想定する手法は適切といえるか。

(四) これまで述べたように、設計時に想定した手法の計算値と、実際の測定結果に相違があるが、実測に基づき設計手法の変更を検討することが緊急に必要でないのか。必要ないならその理由を、必要ならいつまでにどうするのかを併せて示されたい。

ない。このため、新潟県中越地震の発生時に地震計が正常に動作しなかつたことについて、特に問題があつたとは考えておらず、また、全国の実用発電用原子炉の設置者に対し、地震計の管理について指示する必要があるとは考えていない。

二の2の〔三〕について

地表においては、地盤の増幅特性により、地震動の加速度及び速度について御指摘のような事例が観測されることがあるものと承知している。他方、耐震設計審査に当たつて用いている原子炉建屋が設置されている岩盤上における地震動の加速度及び速度については、地盤の増幅特性の影響が比較的小さく、過去の地震の観測結果における観測値のばらつきを考慮することにより、十分な安全性を確保することができるものと考えているところ、現在の地震動の加速度及び速度の算定手法に段階の問題があるとは考えていない。

二の2の〔四〕について

御指摘の「実際の測定結果」とは、新潟県中越地震に係る独立行政法人防災科学技術研究所の強震ネットワーク（K-NET）及び気象庁の観測結果を指すものと考えるが、これらの観測結果は、地表面において観測されたものである。他方、二の2の〔三〕について述べたように、耐震設計審査において用いているのは、原子炉建屋が設置されている岩盤上で地震動の加速度

及び速度であつて、地表面における観測結果と柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計審査において用いた手法によつて得られる計算値との間に差異があることをもつて、設計手法の変更を検討する必要があるということにはならないものと考へる。

二の2の〔五〕及び〔六〕について

柏崎刈羽原子力発電所の一号機、五号機及び六号機の地震計が異なる加速度を記録したことについては、各号機の原子炉建屋の岩盤への埋め込みの深さが異なること、地震計の設置位置の高さが異なること、原子炉建屋の形状に違があることなどによるものであると考えてお

二の2の〔七〕について

二の2の〔七〕について

御指摘のタービンの停止は、タービンの軸受けの摩耗を検出するための保護装置の作動によるものであるが、当該保護装置は、地震の発生に対する原子炉全体の安全性を確保するために設置される地震感知器とは設置の目的を異にするものであり、また、当該停止を受けて、東京電力が実施した点検の結果、タービンに異常が生じていないことが確認されているところ、当

二の2の〔八〕について

新潟県中越地震の発生後に実施した事業者及び国の点検によつて、柏崎刈羽原子力発電所の各原子炉の健全性が確保されていることを確認しており、原子炉停止信号に係る地震感知器の設定値を見直す必要があるとは考へていらない。

二の2の〔九〕について

全国の原子力発電所における原子炉停止信号に係る地震感知器の設定値は別表のとおりであるが、耐震設計審査の前提としている地震の規模、原子炉建屋の構造等が原子炉ごとに異なるため、当該設定値も原子炉ごとに異なるものとなつていて。

二の3の〔一〕について

御指摘の「柏崎刈羽原発から東十三キロメートル地点で確認された長岡市宮本町の沖積層の落差二メートル及び十一メートルの断層」とは、渡辺満久氏等の論文「鳥越断層群の群列ボーリング調査」（平成十三年公表）に示されている鳥越断層群を指すものと考へるが、柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計審査の結果を直ちに見直す必要があるということにはならないものと考へる。今後の対応については、同断層帯に関するデータの集積状況や学術的研究の進展状況を踏まえ、必要に応じ、検討を行つてまいりたい。

二の3の〔四〕及び〔五〕について

該保護装置が作動したことをもつて、原子炉停止信号に係る地震感知器の設定値が高すぎるということはできないものと考へる。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成十六年十月に公表した「長岡平野西縁断層帶の長期評価について」（以下「地震調査

委員会評価」という。）においては、新潟市の沖合から越後平野南部に位置する長岡平野西縁断層帯を構成する複数の活断層全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード八程度の地震が発生する可能性を指摘しつつも、同断層帯を構成する断層について、一部の断層以外には活動履歴に関する詳しい資料が得られていないことや海域における断層の位置に関する資料が不足していることから、今後、精度の高いデータを集積して、最近の活動履歴や平均活動間隔を正確に把握する必要があるとしているところであり、地震調査委員会評価をもつて、敷地周辺の陸域及び海域の断層に関する詳細な地質調査の結果等を踏まえてなされた柏崎刈羽原

いわゆる日本海東縁プレートが北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部に独立したプレートとして存在するという考え方は、学術的に確立しているとは言えないものと承知しており、柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計の審査に当たつて、日本海東縁プレートを考慮するといふことはしていない。

官 報 (号 外)

別表

設置者名	発電所名	設定値(gal)(注1)	
		水平方向(注2)	鉛直方向
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機 2号機	390, 280 140
		1号機 2号機 3号機	200 400, 200 350, 200
東北電力株式会社	女川原子力発電所	1号機 2号機 3号機 4号機 5号機 6号機	100 100
		1号機 2号機 3号機 4号機 5号機 6号機	135 100
		1号機 2号機 3号機 4号機	150, 135 100
		1号機 2号機 3号機 4号機	185, 120 100
		1号機 2号機 3号機 4号機 5号機 6号機 7号機	
		1号機 2号機 3号機 4号機	150 150
東京電力株式会社	福島第一原子力発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	280, 150 150
		1号機 2号機 3号機 4号機	250, 150 150
		1号機 2号機 3号機 4号機 5号機 6号機 7号機	505, 190 165
		1号機 2号機 3号機	
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	160 80
		1号機 2号機 3号機 4号機	280, 150 150
		1号機 2号機 3号機 4号機	250, 150 150
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機 2号機 3号機	
		1号機 2号機 3号機	160 80
		1号機 2号機 3号機 4号機	
	高浜発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	270, 160 80
		1号機 2号機 3号機 4号機	
		1号機 2号機 3号機 4号機	160 80
		1号機 2号機	390, 160 80
	大飯発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	
		1号機 2号機 3号機 4号機	140 70
		1号機 2号機	350, 140
		1号機 2号機 3号機	140 70
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機 2号機	320, 180 90
		1号機 2号機 3号機	390, 190 90
		1号機 2号機	140 70
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機 2号機 3号機	140 90 90
		1号機 2号機 3号機	320, 180 90
		1号機 2号機 3号機	390, 190 90
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	140 70 80 80
		1号機 2号機 3号機 4号機	310, 170 220, 170
		1号機 2号機	260, 160 80
		1号機 2号機	
	川内原子力発電所	1号機 2号機	300, 250 120
		1号機 2号機	300, 160 80
日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	—	500, 160 80
	敦賀発電所	1号機	300, 160 80
		2号機	

(注1) 原子炉停止の設定値は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条に基づく保安規定の記載に基づく。

(注2) 水平方向に2種類の値があるのは、地震計の設置場所が異なることによる。

(注3) 平成16年11月22日現在で建設中の原子炉は除く。

ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る日米間協議に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年十一月十九日

大田 昌秀

参議院議長 扇 千景殿

ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る日米間協議に関する質問主意書

大田 昌秀

参議院議長 扇 千景殿

(号 外)

報

官

沖縄を訪問し、地元紙では、ホワイト・ビーチ、キャンプ・ハンセン、北部訓練場、トライ通信施設などの米軍基地・施設を上空から視察し、普天間飛行場に降り立つたと報じられている。ファイス米国防次官は、十一月十七日まで沖縄県に滞在して、このほかに嘉手納基地なども視察したといふ。

また、ファイス米国防次官はこれに先立つ十一月十五日、防衛庁で大野防衛府長官や守屋防衛事務次官と、外務省で逢沢外務副大臣や竹内外務事務次官との間でそれぞれ会談をしたと報じられている。この間、小泉総理も大野防衛府長官も、米軍の再編に係る沖縄の基地問題に関連して、「抑止力の維持とともに、地元(沖縄)の負担軽減を図る。」と表明してきた。

よつて、次のとおり質問する。

一、ファイス米国防次官と大野防衛府長官及び逢沢外務副大臣との間の会談で、在沖縄米軍基地の整理・縮小について、日本側からどのような提案をし、どのような協議を行つたのか、明らかにされたい。

二、米軍の再編に伴う日米間協議の進展の中、沖縄県民の基地負担軽減をどのように進めていく考えなのか、政府の態度を示されたい。

右質問する

一、米軍の再編に伴う日米間協議の進展の中、沖縄県民の基地負担軽減をどのように進めていく考えなのか、政府の態度を示されたい。

右質問する

平成十六年十一月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 細田 博之

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大田昌秀君提出ファイス米国防次官

の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る日米間協議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出ファイス米国防次官の訪日に伴う在沖縄米軍基地の整理・縮小に係る日米間協議に関する質問に対する答弁書

一について

ファイス・アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)国防次官と大野防衛府長官及び逢沢外務

副大臣との間の会談においては、合衆国軍隊の

について包括的な議論を行つた。その際、大野防衛府長官及び逢沢外務副大臣が、我が国に駐留する合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)が有している抑止力の維持とともに、在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の過重な負担の軽減が十分に念頭に置かれるべきである

中国海軍原子力潜水艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年十一月十九日

大田 昌秀

参議院議長 扇 千景殿

中国海軍原子力潜水艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問主意書

中国海軍と見られる原子力潜水艦(以下「中国原潜」という。)が十一月十日、沖縄県宮古列島の多良間島周辺の日本領海を潜行し、日本領海を侵犯したとの情報を受けて、追跡に当たつた海上自衛隊の哨戒機P-3Cがそれを確認、その後、小泉首相の承認を得て大野防衛府長官が海上警備行動を発令した。

在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の負担については、政府としてこれを十分に認識している。在日米軍の兵力構成の見直しに関する合衆国との協議においては、在日米軍が有している抑止力の維持とともに、在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の過重な負担の軽減が十分に念頭に置かれるべきである

こと考へており、このような観点から、合衆国政府との協議を進めていく考えである。現在、沖縄の在日米軍の施設及び区域の沖縄以外の国内あるいは海外への移転等の可能性を含め、どのように沖縄の負担の軽減を実現するかについて、様々な可能性を検討しているところである

この件について、去る十一月十一日の参議院外交防衛委員会で、海上警備行動を発令した理由などをについて防衛庁にただしたところ、大野防衛府長官は「海洋法に関する国際連合条約の第二十条で、潜水した船その他水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならぬとなつてゐるからである。」との趣旨の答弁を行つた。

よつて、次のとおり質問する。

一、我が国において不審船の領海侵犯の対処などの海上における治安維持の任務は、本来、海上

官報(号外)

保安庁の担当すべきものであると考えるが、本件のように国籍不明の潜水艦が我が国領海内へ

侵入した場合、その対応は第一義的には海上保安庁の任務になるのか、それとも海上自衛隊の任務になるのか、見解を示されたい。

二、本事案における海上警備行動の発令は、中国原潜が我が国の領海外に出てからのことであると報じられているが、それは事実かどうか。また、事実であるとすれば、中国原潜が我が國の領海を出た時刻及び発令した時刻を明らかにされたい。あわせて、領海に出た後の発令であれば、海洋法に関する国際連合条約第二十条で定める領海内での義務が中国原潜にあるとは言えないが、前述の大野防衛庁長官の答弁と翻訳を來すと言えないか、見解を示されたい。

三、海上自衛隊の海上警備行動は、万一、対処を誤れば他国との外交問題に発展しかねない事案であると考える。今回、海上警備行動によるトラブルが起きなかつたら事なきを得たが、十一月十六日に、中国が領海侵犯を認め、遺憾の意を表明したことから言つても、本事案は海上保安庁が対処すべきことであつたと思われる。今後の同種事態に対し、海上保安庁と海上自衛隊との対処の区別及び両者間連携など、今回の事案をどのように教訓化して対応する考えなのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成十六年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 細田 博之

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大田昌秀君提出中国海軍原子力潜水

艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出中國海軍原子力潛水艦の日本領海侵犯に対する対処に関する質問に対する答弁書

一及び三について

海上における治安の維持については、第一義的には海上保安庁の任務であるが、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条に

より、防衛庁長官は、海上における人命若しく

は財産の保護又は治安の維持のため特別の必要

がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、我

が国の海上における治安の維持に重大な影響を

与えるおそれがあつたこと、当該潜水艦の進路

や、領海と公海が連續する先島群島周辺海域の

特性等を勘案すれば、当該潜水艦が再度領海に

侵入する蓋然性が高かつたことなどを総合的に

判断し、当該潜水艦が再度我が国領海内を潜

没航行する場合に、海面上を航行し、かつ、そ

の旗を掲げる旨要求すること及び当該潜水艦が

これに応じない場合には我が国領海外への退

去要求を行うことを目的として、内閣総理大臣

の承認を得て発令したものであり、このこと

ねの事案に関しても関係各機関の対処内容を総合的に検証し、反省すべき点があれば速やかに必要な改善策を講じてまいりたいと考えている。

二について

お尋ねの事案における海上警備行動は、平成十六年十一月十日前八時四十五分に、内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁長官が発令したところであり、その時点では、対象である潜没航行する潜水艦は、我が国領海の外に出ていたものである。当該潜水艦は、二時間弱の間、我が国領海内を潜没航行したが、領海を出た時刻を含む詳細については、潜没潜水艦の追尾行動という秘密保持が強く求められる事柄の性質上、お答えを差し控えたい。

お尋ねの事案における海上警備行動は、現に國際法違反（領海内での潜没航行）が発生し、我が国の海上における治安の維持に重大な影響を与えるおそれがあつたこと、当該潜水艦の進路や、領海と公海が連續する先島群島周辺海域の特性等を勘案すれば、当該潜水艦が再度領海に侵入する蓋然性が高かつたことなどを総合的に判断し、当該潜水艦が再度我が国領海内を潜没航行する場合に、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げる旨要求すること及び当該潜水艦がこれに応じない場合には我が国領海外への退去要求を行うことを目的として、内閣総理大臣の承認を得て発令したものであり、このこと

が、お尋ねの大野防衛庁長官の答弁と^{そご}翻訳をすとの御指摘は当たらないと考える。

官 報 (号 外)

第明治二十二年三月三十一日可日
郵便物認可

平成十六年十二月一日 參議院會議錄第十号

四八

発行所
〒一〇五番地 東京都港区虎ノ門二丁目
立行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体二部 三三〇円